

一般社団法人日本毒性病理学会  
委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本毒性病理学会（以下「本会」とする。）の定款第34条に基づき、本会に設置する委員会について定める。

(委員長及び委員)

第2条 委員長は、原則として理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得て委嘱する。

2 理事に委員長の適任者がいない場合、または、理事以外に余人を以て代えがたい者がいる場合、理事長は、評議員の中から理事長が委員長を指名し、理事会の承認を得て委嘱する。

3 理事にあらずして選出された委員長は、理事会に出席して当該委員会に関する案件について報告するほか、理事会の議論全般に参加して意見を述べる事が出来るが、議決権を有しない。

4 委員は、委員長が原則として評議員の中から指名し、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

5 監事は、委員長または委員に就任することができない。

6 各委員会の業務および運営に関しては、別途定める委員会要領に定める。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附則

1. この規程は本会設立の日より施行する。

2. 上述の理事長、理事、監事、評議員、委員会委員長は本会の法人格を有さない前身組織である日本毒性病理学会における役職経験を継承するものとする。

3. 法人設立時は、本会の法人格を有さない前身組織である日本毒性病理学会の委員会ならびに委員長を含む委員を継承するものとする。